

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(骨子案の全体像)

情勢の推移

- ・肥料価格高騰等による肥料の国産化に向けた機運の高まり
- ・混住化の進展等に伴う畜産関連苦情の深刻化、排水基準など環境規制への対応
- ・環境負荷や持続性に配慮した畜産物生産の必要性の高まり

関連KPI

- ・2030年までに化学肥料使用量20%減、肥料の国産割合を40%に向上(食料安保大綱)
- ・2030年までにGHG排出量46%減(政府温対計画)等

<基本的な対応方向>

国内肥料資源としての有効活用

【堆肥の生産・利用拡大】

(自家利用)

- ▼自給飼料生産による経営の安定化に向け、畜産農家が良質堆肥を生産し、自家ほ場への還元を行うことが重要

(みどり認定) **New**

- ▼国や地方公共団体等は、畜産農家のみどり認定のメリット(低利融資等)を周知し、認定取得を推進

【堆肥の円滑な流通】

(地域内流通) **Update**

- ▼堆肥の余剰感がある地域では、地方公共団体やJA等が連携し、新規需要の獲得や機動的なマッチング体制を整備

(広域流通) **Update**

- ▼地域内で流通が難しい場合、マッチング範囲を県内から県外へ段階的に拡大
- ▼ペレット化は輸送性・取扱性に優れるが、技術面と採算面について、予め十分に検討する必要
- ▼特に広域的な流通をする場合、ペレット化から輸送・販売を担う肥料メーカーとの連携も重要

エネルギー利用

(バイオマス発電) **Update**

- ▼消化液等の利用先が確保でき、施設整備費や維持費を十分に勘案した上で持続可能と判断される場合には、バイオマス発電は有力な選択肢になる

(FIT/FIP制度の活用)

- ▼熱・電力の需要量、収益性や電力系統への接続状況を見極めた上で、FIT/FIP制度を活用
- ▼FITからFIP(電力市場と連動した買取制度)への移行が段階的に進められていることに留意

(消化液の利用) **Update**

- ▼消化液は全量の散布先を予め確保し、不要期に備えた貯留スペースを用意する必要

(新たなエネルギー利用)

- ▼メタンガスから水素を製造するなど新たなエネルギー利用も模索していく

環境規制への対応

【体制整備】

(地方公共団体の連携)

- ▼地方公共団体の畜産部局は、苦情対応等に当たり環境部局と密に連携しながら指導等を行う

(クラスター協議会の活用)

- ▼施設・機械の整備に当たっては、クラスター協議会の体制等も活用し、地域の関係者で検討

【個別の対応】

(悪臭対策) **Update**

- ▼日々の飼養管理の適正化が基本。臭気が強い部分には脱臭装置や脱臭剤が有効
- ▼ニオイセンサー等による臭気の見える化により効率的な改善が可能

(水質汚濁対策) **Update**

- ▼ばっ気量など日々の適切な運転管理を基本とし、メーカー等にメンテナンスを依頼し定期的(3か月に1回程度)に機器の調整を行う
- ▼センシング技術を活用したシステム等によるばっ気の最適化等により、水質向上と同時に電気代を削減

地球温暖化対策 **New**

(Jクレジット)

- ▼国は、家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料等について、Jクレジット制度の活用等により引き続き推進を図る。
- ▼個々の農家でJクレジットに取り組むのは容易でないが、企業等が複数の農家の削減活動を取りまとめる「プログラム型プロジェクト」の活用を進めることで農家の負担軽減を図る

(農家のメリット)

- ▼国や地方公共団体等は、家畜排せつ物の管理方法変更による堆肥の高品質化、アミノ酸バランス改善飼料による飼養効率の向上など温室効果ガス排出削減と同時に得られるメリットを示しながら農家段階での取組を推進する

(消費者理解の醸成)

- ▼農産分野で先行している温室効果ガス削減貢献の見える化をはじめ、畜産分野での温室効果ガス対策の消費者理解醸成に取り組む